

第2節 高知型地域共生社会の実現

1 「高知型地域共生社会」の実現

全国より先行して本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入し、中山間地域を多く抱える本県では、核家族化やデジタル技術の進展による人と人との接触機会の減少なども相まって、地域のつながりは希薄になっています。

さらに、8050問題やヤングケアラーなどの複雑化、複合化した課題が増加するなど、従来の介護や子育て、障害、住まい、生活困窮といった縦割りの支援では対応できないケースが顕在化しています。

こうした生きづらさや困りごとは、決して限られた人だけではなく、環境の変化や物事のタイミングなどにより、私たちの周りの身近な方、あるいは私たち自身にも起こりうることです。

家族や地域とのつながりや支え合いの力が弱まるなか、何らかの理由で本人が相談や手続きをすることが難しかったり、課題解決を自らあきらめてしまい、社会から孤立してしまう状況に陥ることは少なくありません。

こうしたなか、平成30年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複雑な「地域生活課題」について、①住民や福祉関係者による把握及び②関係機関との連携による解決が図られることを目指すため、市町村の包括的な支援体制の整備が努力義務化されました。

また、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して行うべきことが規定されたところです。

◇ 社会福祉法 第4条第1項

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

さらに国は、令和3年に、孤独・孤立に至っても支援を求める声をあげやすい環境整備、状況に合わせた切れ目のない相談支援の実施、見守り・交流の場や居場所を確保し「つながり」を実感できる地域づくりの支援、官・民・NPO法人などとの連携強化を基本方針とした、「孤独・孤立対策の重点計画」を決定し、令和5年5月には、日常生活などで孤独を覚えたり、社会から孤立していることにより心身に有害な状態にある方への支援などに関する取組みについて、その基本理念、国などの責務などを定める「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。

これにより、地方公共団体は、同法第4条で「孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務」を有し、第15条で、「孤独・孤立対策

地域協議会」の設置を努力義務とすることが明文化されました。この協議会については、地域共生社会の実現を目指す社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の中の支援会議などを活用しながら運営していくことが想定されています。

国で議論されている全世代型社会保障を構築する上においても、孤独・孤立などの誰にでも起こりえる課題に対しては、生活に身近な地域において、誰もがつながり、支え合える地域共生社会の実現が求められています。

本県においても、地域のつながりや支え合いの力の弱まりに伴う社会的孤立や顕在化する複合課題などに対応するため、令和4年度から、本格的に高知型地域共生社会の実現に向けた取組みをスタートさせました。また、同年10月には、高知県・すべての市町村・すべての社会福祉協議会による共同宣言を実施し、「オール高知」で取り組む決意を表明しました。

高知家地域共生社会推進宣言(R4.10.30)

高知家の一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、人と人、人と社会が相互につながり、支え合う『地域共生社会』の実現に向けて、次のとおり宣言します。

- 1 どんな困りごとでも受けとめて寄り添う仕組みづくりに取り組みます。
- 2 誰もが身近な地域で人や社会とつながることができる場づくりに取り組みます。
- 3 住民が主体となった支え合いの地域づくりを後押しします。

県はこの共同宣言に基づき、誰も制度の「はざま」に陥ることがないように、まずは分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として進めます。

さらに、地域のつながりの弱まりに対応するため、「つながり」を実感できる地域づくりを、地域主体の「よこ糸」として進めます。

この「たて糸」と「よこ糸」で織りなす高知型地域共生社会の拠点としてあったかふれあいセンターを活用しながら、一人ひとりの力をつなげて、地域でともに支え合う「高知型地域共生社会」の実現を目指します。

◇ 高知型地域共生社会の「たて糸」と「よこ糸」

高知型地域共生社会の「たて糸」は、県や市町村による体制整備や公的支援に加え、民間企業や社会福祉法人などが提供する制度サービスも含む概念として、「行政主体」としています。

「よこ糸」は、地域住民や民間企業・団体、NPO、社会福祉法人等様々な主体の参画による地域貢献・地域活性化の取組みとして、「地域主体」としています。なお、制度サービスとしての「たて糸」の中にも、内容的には「地域づくり（よこ糸）」に近い内容が含まれることがあります。

(1) 市町村における包括的な支援体制の整備の推進

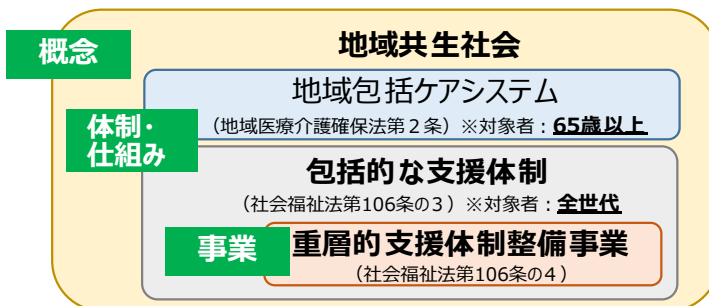
成果・現状と課題

地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、8050問題やヤングケアラーなど、介護や子育て、障害、住まい、就労等の問題が絡み合って社会的孤立を引き起こすなど、複雑化・複合化し、従来の縦割りの制度サービスでは対応できないケースが顕在化しています。

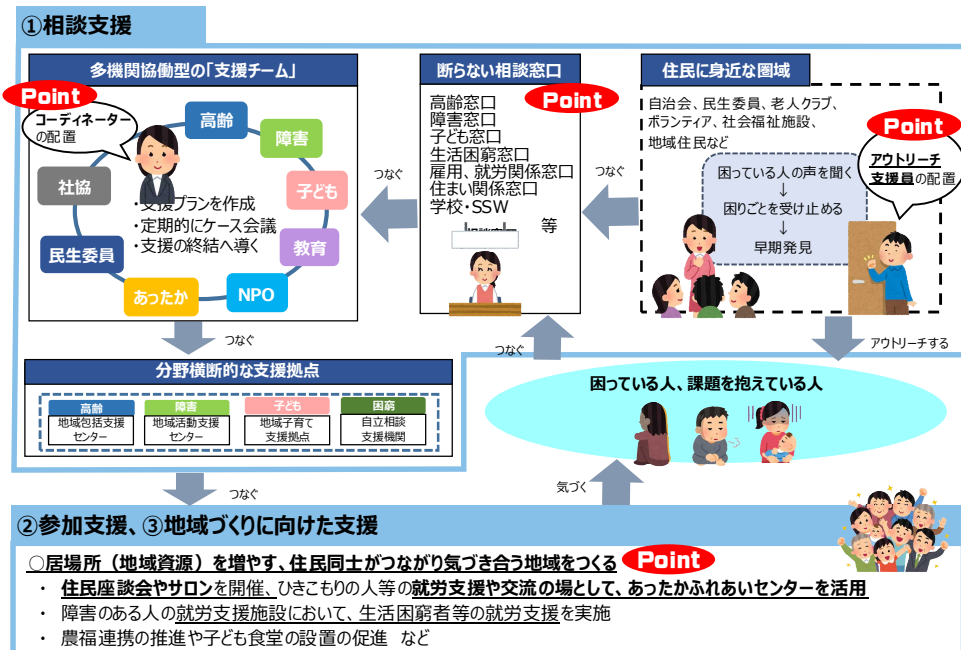
こうした課題に対応するため、平成30年4月施行の改正社会福祉法では、市町村での包括的な支援体制の整備が努力義務化され、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制の構築を後押しするため、重層的支援体制整備事業及びその財政支援の規定が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村の包括的な支援体制を構築するために、①相談支援、②参加支援及び③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に推進するための国の事業です。

<全体の概念図>



<包括的な支援体制のイメージ図>



<3つの支援ポイント>

①相談支援

いわゆる「断らない相談窓口」を設置し、高齢、障害、子ども及び生活困窮の相談支援を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず相談を受け止める事業です。

受け止めた相談のうち、単一の分野では対応が難しい複合課題などについて、「多機関協働事業」につなぎます。

ここでは、コーディネーターを配置し、多機関協働型の支援チームを主催して、複合課題のアセスメント、優先順位付けや役割分担、支援の方向性の整理といった全体のマネジメントを行います。

②参加支援

①で受け止めた相談のうち、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業です。

③地域づくりに向けた支援

高齢、障害、子ども及び生活困窮の既存の地域づくり関係の事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所、つながりづくりを行う事業です。

その際、福祉に限らない多様な分野の主体がつながるプラットフォームが形成されるよう、コーディネートを行います。

この包括的な支援体制は、高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」のコンセプトを全世代・全分野にも広げたもので、複合課題や社会的孤立といった様々な地域生活課題への対応力の向上を目指すものです。各市町村では、既存の相談支援体制や地域資源を生かしつつ、重層的支援体制整備事業も活用しながら包括的な支援体制の整備を進めています。

県では、この市町村の包括的な支援体制の整備を「たて糸」として推進しており、令和4年度に実施した「高知家地域共生社会推進宣言」での機運の高まりなどから、体制整備に取り組む市町村は、令和4年度の6市町から令和6年度には24市町村まで拡大する見込みです。

今後は、高齢・障害・子どもなど各分野共通の支援プロセスとして「包括的な支援体制」を活用し、社会的つながりが弱い方への支援を中心に、対応力を向上していく必要があります。

今後の取組

〇分野を超えたつながりを意識した行政の仕組みづくりの推進

顕在化する複合課題に対応するため、高知型地域共生社会の「たて糸」の取組みとして、市町村の包括的な支援体制の整備を推進します。

また、支援体制の整備により、各分野の複合課題への対応力の向上と業務効率化につなげるため、伴走支援を強化します。

(2) 「高知型地域共生社会」の実現に向けたつながりを実感できる地域づくり

成果・現状と課題

人口減少や少子高齢化に加え、昨今のコロナ禍やデジタル化の進展などにより人との接触機会が減少したことで、地域のつながりや支え合いの力が弱まっています。県が行っている県民世論調査によると、地域のつながりが弱まっていると答えた人の割合は平成26年度に45.7パーセントであったのに対して、令和3年度には53.9パーセントまで拡大しています。

また、令和5年度の同調査では、約2割の方が、「家族や親類以外に相談する人がいない」と答えており、悩みや困りごとを誰にも相談できず、社会的孤立に陥るリスクが高い人が一定数いることがわかりました。

さらに、令和3年度に実施した高知県集落調査によると、地域活動の参加者が10年前と比べて減ったと感じる集落代表者は68.6パーセントとなっており、地域の力が弱まる中で、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりが求められます。

このネットワークづくりを進めるためには、各分野の専門職や地域ボランティアなどによる支援ネットワークの構築のほか、住民参加型の高齢者・子育て支援などに取り組むとともに、あったかふれあいセンターなどの地域の資源を活用し、暮らしと地域社会に豊かさを生み出していくことが重要です。また、地域のさまざまな人たちの問題を自身にもあり得ることとして考え、住民同士がつながり、気かけあう関係性を育むことも、地域共生社会の実現に向けた第一歩です。

県では、これまで各分野の専門職やボランティアを対象に、課題に寄り添い必要な支援につなぐソーシャルワークの理解者・実践者を増やす「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」のほか、民生委員と民間企業による見守り協定に基づくネットワークの強化などを推進してきました。

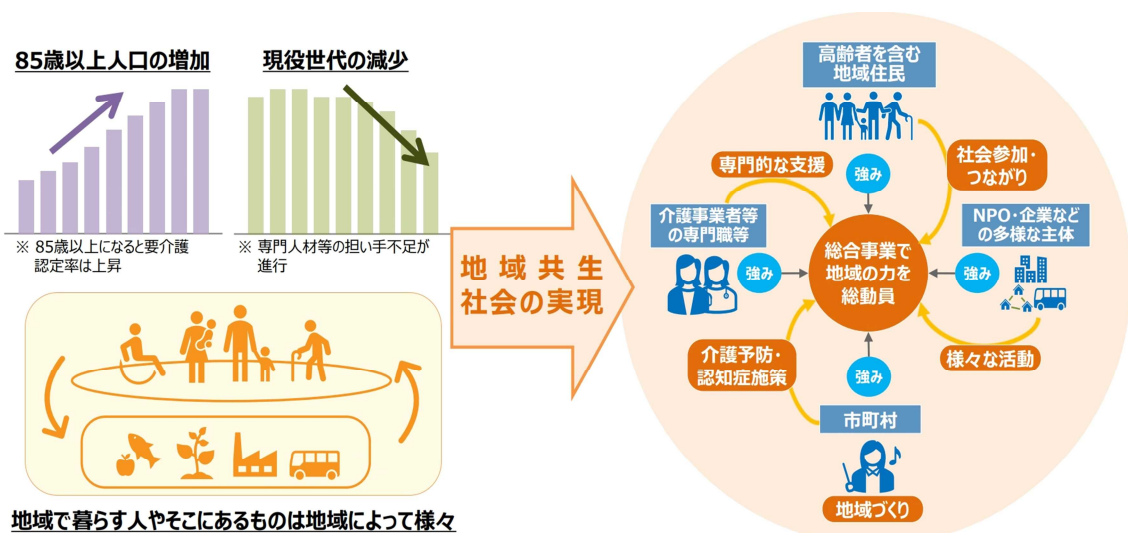
この結果、コミュニティソーシャルワーカーは令和4年度の68名から令和5年度には98名へと着実に増加しています。さらに、地域の見守り活動に関する協定は令和5年度末で25社（※令和6年1月末時点実績）まで拡大しました。

今後、少子高齢化の更なる進行や核家族化、独居世帯の増加が進み、地域のつながりが弱まると予想されるなか、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり（「よこ糸」の取組み）はますます重要になります。

また、令和7年以降、現役世代が減少し、医療・介護の専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上の高齢者は増加していく見込みですが、その人口動態や地域資源は地域ごとに異なります。

こうしたなかで、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護の専門職がこれまで以上に専門性を発揮しつつ、高齢者だけでなく地域の多様な主体を含めた力を結集するという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要です。現在、国では、総合事業を地域づくりの基盤として位置付け、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制の構築に向けた議論を進めており、その動向を注視する必要があります。

＜総合事業の充実に向けた基本的な考え方＞



(出典：介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会（第5回）（令和5年11月）/厚生労働省）

今後の取組

○人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりの推進

高知型地域共生社会の「よこ糸」の取組みとして、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの拡大などにより、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めます。

また、オール高知の取組みとするため、地域の見守り活動に関する協定や「高知家地域共生社会推進宣言」企業・団体の拡大などに取り組みます。

○地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大

「よこ糸」の取組みをオール高知で進めるため、あったかふれあいセンターなどの地域資源を活用しながら、各分野において、地域との連携・協働のもと、居場所や社会参加の場の拡大を図ります。

○県民の理解促進と参画意識の醸成

福祉教育の充実やボランティア活動の推進のほか、あらゆる機会を活用し、高知家地域共生社会シンボルマークを活用した情報発信や、「高知型地域共生社会」を冠したイベントの開催といった啓発に取り組みます。

<高知家地域共生社会シンボルマーク>

